

一般不妊治療費について



一般不妊治療に要した費用の一部を助成いたします。

対象者

- ・ 御坊市に住民登録されている方で、和歌山県内に継続して1年以上住民登録がある方。
(申請日において、御坊市に1年以上の住民登録期間がなくても、県内で継続して1年以上の住民登録期間があれば申請できます。)
- ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。

対象治療

- ・ 医療保険適用となる不妊治療
- ・ 医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を除く治療
- ・ 不育症に対する治療及び検査

申請に必要なもの一覧

1 御坊市一般不妊治療費助成申請書(別記第1号様式)

1年度あたり上限5万円を限度とする連続する2年間です。

2 一般不妊治療医療機関受診等証明書(別記第2号様式)

かかりつけの産婦人科で記入、証明してもらってください。

(証明料は自己負担となります。)

3 助成対象者が一般不妊治療に要した額を確認できる、医療機関又は助産所が発行した領収書(原本)・・・5万円分の領収書(原本)は提出が必要です。 領収書のコピーが必要な方には、窓口でコピーします。

4 同意書

5 申請者の通帳

事実婚関係にある方の場合は、別途、事実婚関係に関する申立書が必要になりますので、ご用意ください。

申請期間について

* 申請についてですが、治療を受けた日の属する年度内(3月25日まで)にして下さい。

ただし、治療が1月までである場合は4月末まで、2月までである場合は5月末まで、3月までである場合は6月末までにして下さい。

例 R9年1月に治療が終了している場合、受付はR9年4月末まで
R9年2月に治療が終了している場合、受付はR9年5月末まで
R9年3月に治療が終了している場合、受付はR9年6月末まで

お問い合わせ

御坊市役所 こども支援課
こども家庭センター につこりあ

TEL 0738-23-2525